

「某年度何々会計支払元受高差引簿」

年 月 日		摘 要	支払元受高	支出済額	残 額
			円	円	円
何	年				
何	何	前年度より持越し	0		0
	何	歳 入	0		
	//			0	
	//	定額戻入		0	
	//	更正減額何々	0		0
	何	翌年度へ持越し		0	
	//	何 々		0	0

備考

- 1 特別会計に関する法律施行令の規定により作成する支払元受高差引簿は、この書式による。
- 2 特別会計に関する法律施行令第29条第4項、第29条の2第4項、第29条の3第4項又は附則第3条若しくは第60条第4項に規定する支払元受高総括簿として使用する場合には、支出済額の欄に代えてそれぞれの所管省への配分額の欄を設けるものとするほか、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣、子ども・子育て支援特別会計にあつては内閣総理大臣、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては内閣総理大臣又は財政投融资特別会計にあつては財務大臣が必要があると認めるときは、本書式に定める事項以外の事項の欄を設けることができる。